

学長選考会議における議長の選出及び職務代理者の指名について

1 議長の選出について

広島県公立大学法人定款第 11 条第 7 項に基づき、委員の互選により議長を選出する。

<広島県公立大学法人定款 抜粋>

(学長の任命)

第 11 条 県立大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長とは別に任命するものとする。

2 学長を選考するため、県立大学ごとに学長選考会議（以下単に「学長選考会議」という。）を置く。

3 学長は、学長選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。

4 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。

5 学長選考会議は、次に掲げる委員各 3 人で構成する。

(1) 第 18 条第 1 項に規定する経営審議会を構成する者のうちから当該経営審議会において選出された者

(2) 第 22 条第 1 項に規定する教育研究審議会を構成する者（学長を除く。）のうちから当該教育研究審議会において選出された者

6 前項第 1 号に該当する委員のうち 1 人以上は第 18 条第 2 項第 4 号に掲げる者とし、前項第 2 号に該当する委員のうち 1 人以上は第 22 条第 2 項第 5 号に掲げる者とする。

7 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

8 議長は、学長選考会議を主宰する。

9 第 5 項から前項までに定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

2 職務代理者の指名について

叡啓大学学長選考会議規程第 5 条第 3 項に基づき、議長が職務代理者を指名する。

<叡啓大学学長選考会議規程 抜粋>

(議長)

第 5 条 学長選考会議に議長を置き、委員の互選により定める。

2 議長は、選考会議を主宰する。

3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。